

宗教面から見た殷代の二・三の問題

——殷王朝の構造、その二——

伊 藤 道 治

はじめに

殷代人の宗教、或いは信仰を示す資料としては、卜辭と考古學的な遺存との二つがある。卜占そのものが、一つの宗教的な行爲であるが、これは新石器時代晚期から中國に廣く行なわれた方法を受けついだものであり、その時々に行つた卜問の内容を記録したものが卜辭である。本稿では主としてこの卜辭により、當時の宗教、特に自然神崇拜と、卜占を行つた貞人の性格という二つの面から、當時の宗教が、殷王朝の支配權とどのように結びつき、作用していたものか、さらには、それらの事實から、當時の殷の支配權というものが、どんな性格のものであつたかを見ようと思う。

本稿は、私が貝塚茂樹教授の指導のもとに、『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字』の編輯、とくにその本文篇註釋の作製に参加した際に、學ぶことの出來た點を中心として構成したものである。したがって同書の釋文註と關聯する所が多く、しばしば同書を引用するので、書名は省略し、すべて同書の甲骨番號のみによってその出所を示す。

一 先公||自然神

人文科學研究所藏のS〇〇〇一によると、

- 1 己亥卜、賓貞、王至于今水、婁于河三小宰、沈三牛。
- 2 辛酉卜、賓貞、婁于虺白牛。二月。
- 3 丙寅卜、賓貞、取〔于〕岳。

とあり、ここに河・魃・岳の三人の自然神があらわれる。

この卜辭によって、三人のうち河神について、その性格を考えて見よう。河神をはじめ、先公や自然神に與えられていた權能についてはすでにその概略を紹介し、且つ多數の研究が發表されているから、⁽¹⁾ここでは別の面を見ようと思う。陳夢家氏は今水を河川名と解しているが、⁽²⁾卜辭において河川を示すときには、一般に河・洹・滴の如く、水偏を附して示す。即ち地名の亘などに水偏を附して一字で示すわけである。今水の如く書くことは殆んどない。そこで卜辭にあらわれる水字について見ると、

翌己卯其水。(前四・一二・七)

澤其來水。(前四・一三・五)

貞、其又大水。(後下三・四)

貞、今歲亡大水。其又大水。(金三七七)

などの如く、洪水を表現している。さらにこの洪水は、前四・一三・五の如く、津という河川の汎濫によつてもたらされると考えられた場合もあり、また大雨によつてひき起されたと考えられるものもあった。⁽³⁾この場合、洪水を治めるには、

辛酉「卜」、御水于土宰。(遺八三五)

辛巳卜、其告水入于上甲、祝大乙二牛。(粹一四八)

の如く、これを先公や祖先につげ、その靈力にたよった。

河神は、農作物のみならず、雨に對する支配力を持つと考えられていたのであるが、それ以外の自然現象に關しても力をもっていたのであろう。S〇〇〇三には

庚辰卜、賓貞、告雋于河。

とある。この雋字は、

王國曰、又希、八日庚戌……辰亦又出虹自北飲于河。

(菁四)

……辰亦又雋、又出虹自「北」「飲」于河。在十二月。

(前七・四三・二)

の二例を比較すると、希と對應する位置に使用される文字であることがわかる。希は福と同じ意味であるが、この文字の意味は福に近い意味もあつたらしく、ある神意のあらわれとしての自然現象を示す文字であつたと考えられる。それはともかく雲・虹の出現が、菁四の場合には、希に屬し、後者では雋といわれている。いずれもとくに河と虹との關係が深いことがわかる。S〇〇〇三はおそらくこうし

た自然現象を河に告げ祭ったものと思われる。河以外に滴・洄などの河川も祭祀を受け、或いは禍をおこしたりする力を認められていた。しかしそのなかでも河に對して行われた祭祀や、その力に對する畏怖は、卜辭の數から見て、特に他の河川の神とはかけはなれたものであった。しかも、自然現象一般にも密接な關係をもっていた所から見て、河というのは、單に黃河の神河伯として尊崇されたばかりでなく、水一般に力を及ぼす神と考えられていたのである。本片は武丁のある時期に起った洪水に對し、その水邊即ち今水において、洪水を鎮めるために祭を行ったものと解される。これは殷代における類感呪術の存在を示すものである。當時の呪術については、あまり明らかでないが、これはその一端を示すものと考えられる。洪水をおこすものとして最もおそれられた黃河の神が、殷人にもっともおそれられ、祭祀されとともに、水一般に關する大きな力が河神に與えられていたのである。

この河伯は、傳説上、殷の祖先の王亥・上甲と關係が深く、これは卜辭資料にも明らかに示されるものであった。また地名として考えられる河もあり、この地は黃河に近い

地名で、河神を祭った場所と解される。この河字の字體は時期によつて數體に分れるが、𣎵・𣎵・𣎵が、その大略である。このうち𣎵は第四期の字體であるが、これは第三期真人何と同じ字體である。赤塚忠氏は、この點に注目して、この河神は何族の族神であったと説かれている⁽⁴⁾。真人何に關しては改めて後にべるが、この河||何の地は、かつて私自身は安陽の東に求めたのであるけれども、この何に近い場所と考えられる洧の地が、現在の沁陽を中心として散在した田獵地の一つ孟と關係が深いこと、また殷の外敵であり、山西の中南部にあった方という國が、この何に侵入するか否かが卜問されていること、この二つから考えて、山西南部・河南の界附近にあったということが出来る⁽⁵⁾。殷にとつては西南に當るわけで、現在の沁陽・滎陽・新郷を結ぶ一帯、即ち黃河が東北に流れをかえる一帯を、河の祭地としたのではないかと考えられる。このことは、またこの附近が、當時しばしば洪水のおこった地であったとも考えさせる。そしてこの地にあつて河神を祭ったのが、真人何の出身した族であつた。

また本片第二文の魃について見ると、やはり殷の先公の

一人であるといわれる。殷本紀にのせられた誰にあててゐるかは、數説ある。于省吾・董作賓兩氏は二代目契に比定し、吳其昌・胡厚宣兩氏は殷と同一人として、始祖帝嚳にあてゐる。これに對し島邦男氏は殷と同一神として冥にあてゐる。⁽⁷⁾

この島氏の説には多少無理な點があり、また前述の諸説についても、必ずしも完全とは認められない點がある。現在は郭沫若氏や陳夢家氏に従い、先公の一人とするに止める。殷代における先公、或いはこれに類似した性格をもつ自然神は、おもに雨や農業に大きな力をもつものと考えられていた。さらに注意すべきことは、これらの神は、それぞれの祭祀の地をもち、これを族神として祭る族は、河と何との場合の如く、神と同じ名でよばれていた。この魃について見ても、

丙子卜、咎貞、乎魃咎方。(續存上五七〇)

とあり、この魃も族名と考えられる。更に陳夢家氏は第一期の方國の一つとして魃方を指摘している。⁽⁸⁾このような事實から考えると、これら先公・自然神などは、本來殷以外の他の族民が祭る神であつたものが、殷が次第にこれらの族を支配下に収めるに従つて、殷においてもその神を祭る

ようになり、そのうちのあるものが、血縁に結ばれる先王の上におかれて説かれるようになった、即ち先公として考えられるようになったのである。⁽⁹⁾またこれらの先公・自然神は共通の性格をもっているために、説話の整理・成立過程で、次第に幾つかの神が一つにまとめられ、また逆に、一つの神格が分化して幾つかの神となることも、神話學の上でよく見られる過程である。従つて卜辭にあらわれる此等の神を殷本紀の、あるいはその他の傳説上の一神に、嚴密にあてはめる必要はないかも知れない。⁽¹⁰⁾

次に第三文の岳は、山神であり、嵩山の靈にあてられるが、⁽¹¹⁾神名以外に、地名にもあり、人名としては、骨臼刻辭の署名者、真人としてあらわれる。⁽¹²⁾その例は骨臼刻辭中數十に及んでいる。従つて、殷とは密接な關係のあつた國族であつたことがわかる。この骨臼刻辭に記録される行爲は、別に述べる如く、殷の都の近くにおいて行われる行爲であるので、⁽¹³⁾おそらく嵩山近くに住み、岳を族神とする國族の出身になる卜官が、殷都に在勤していたと考えることが出来る。しかも嵩山は、河南省の鄭州に近い點も興味深い。この鄭州からは、殷代中期の巨大な城壁をともなつた

都市が発見されている。恐らく岳の國族はこの鄭を通じて殷の王室と深い關係をもっていたのであろう。白川靜氏は、卜辭にあらわれる龔¹¹鄭をこの鄭州にあて、殷の一族子鄭はここに派遣され、この地方を統治したとする¹²。この鄭という固有名詞は、骨臼刻辭のほか、これに類似する甲骨刻辭には、龜版の貢納者としてもあらわれる。

多くの研究によっても知られている如く、殷の先公は、

河・岳などの神と同じく、自然神としての性格が強いが、これらはまたその神格の上で、上帝と關係が深く、むしろ殷における上帝神を小型化したものということが出来る。かつ祭祀においても、關係があつたことは、すでに指摘した所である¹³。今この點について少しく補足しよう。島邦男氏によると、帝字には乘に作るものと、乘に作るものがあり、兩者は互いに通用されるが、卜辭全般の傾向としては、前者は祭祀用語としての動詞、後者は神格を示す名詞として使用されることが多い。動詞即ち祭祀としての帝の對象は、王亥・河・岳・兕のほか、上甲・下乙の祖先神があり、その祭祀の目的は、風雨の順調と年の豐饒にあるといわれる¹⁴。このほか四方の神に對しても行われる。例え

ば、

辛亥卜、内貞、帝于北方曰□、「風」曰¹⁵、求「年」。辛亥卜、内貞、帝于南方曰¹⁶、風夷、求年。貞、帝于東方曰析、風曰¹⁷、求年。貞、帝于西方曰¹⁸、風曰¹⁹、求年。（殷綴二六一乙六五三三）

は四方に對する帝祭と、それが年の豐饒を求めたものであることを示している。この甲骨文はつぎの、

東方曰析、風曰²⁰。南方曰²¹、風曰²²。西方曰²³、風曰²⁴。「北」曰²⁵、「方」曰²⁶、風曰²⁷。（京津五二〇）

とともに、すでに胡厚宣・楊樹達・嚴一萍などの各氏によつて指摘された如く、『尚書』堯典・『山海經』大荒經に傳えられる四方の觀念の最も古い資料である²⁸。このほか、

己巳王卜、貞、「今」歲商受「年」。王曰、吉。東土受年。南土受年。西土受年。北土受年。（粹九〇七）

の如く、商即ち殷を中心として、その周圍の四方の年の豐凶を卜つたものもある。この場合は、多く東土・北土の如く書かれているが、また佚九五六に見るごとく、東方・北方の年を卜つたものがあることから考えて、北土とは北方の土地を示すものであることがわかる。

しこうして、析（東方）などとよばれるものは、帝祭を受けることから考えて、それぞれの方の神をよぶ名であり、さらにそれぞれの方向から吹く風にも脅（東方）の如く、名がつけられていたことがわかる。ところでこの二つの四方風名に關する資料を比較すると、西方・南方の場合には、方名と風名とが、いれ替っていることがわかる。これは單なる誤記ではなかったのではないかと考えられる。⁽⁴⁾

その理由は、次のような點にあったと考えられる。即ち四方の神と、風に對する意識が明確に分離されていなかったからである。四方の神というように抽象化されたものは、なかなか實感として理解されない。むしろ四方から吹いてくる風のほうが、直接肉體に意識できる。目に見えない神はこの風とともにやってくると思へられていたのである。おそらく風と神との間には嚴密な區別がなかった結果である。卜辭には中とよばれる祭祀がある。これは必ず犬を犠牲として行われるもので、犬を磔して四方に對して行うものである。⁽⁵⁾ その目的は寧風即ち風をとめるためと言われる。では風は、何故にとめられねばならぬか。

辛未卜、王貞、今辛未大風不佳禍。（前八・一四・一）

などに見られる如く、風は禍をもたらすと考えられていた。従つて或る場合には風そのものであり、またある時には風を支配すると考えられた四方の神が、寧風の祭祀の對象とされたのである。おそらく方神そのものもまた禍をもたらすものであった。このことは殷において最高の神格であったと考えられる帝が、自ら禍を降すとともに、一方では風を支配する力をもつとされていたことと比較すべきである。

ではこの東方などとよぶときの方は、いったいどんな意味の言葉であつたのであろうか。卜辭における方字は、一字でもって山西省中南部にあつた外敵を示すと同時に、鬼方・土方などの如く、外國をさす言葉として、その固有の呼び名に附して使用される。この場合方を附して呼ばれる國は、殷に屬する、或いは殷と親密な關係にあつた國を示す場合には使用されず、殷に侵入し、或いは殷の征伐を受ける國、即ち殷の外敵を意味する言葉として使用されたのである。河・魎などに見た如く、各々の族は、それぞれ獨自の神をもつていたのであるが、人間と人間との戦いは、單に人間の戦いであるばかりでなく、その人々が捧ずる神

々の戦いでもあったと考えられる。

☐𠩺[方]☐隹又作禍。(S〇三三二)

貞、𠩺方出、不佳我又作禍。(續三・一〇・二)

の𠩺方は、第一期武丁時代に、殷の西北にあった當時最大の外敵であった。この𠩺方の出、即ち殷にとっては、その侵入が、禍であったことを示している。禍は、一般に帝の降すものであったことを考えると、この卜辭に見られる禍は、𠩺方において祭られた神によってひきおこされると考えられていたのであろう。このほか、

乙亥卜、𠩺貞、隹又作禍。乙亥卜、𠩺貞、隹亡作禍。(乙

五三四九)

の隹は、現在の河南省温縣にあったと言われる、殷の王室出身の屬國であった。その隹が禍をおこすか否かを卜ったのである。ただこの場合には目的格を缺くので、その禍が、外敵に對して行われたものか、主權國である殷に對して行われるものか明らかではない。また先公||自然神や祖先神のおこす雋については、

甬乎令𠩺𠩺𠩺方。十月。(前六・二〇・六)

の資料がある。この𠩺は西北にあった屬國であり、𠩺方は

山西省南部・河南省西部・陝西省東部一帯にあった異族で、たびたび殷の征伐を受けたものである。この卜辭は、𠩺をして𠩺方にたたりをさせるか否かを卜った記録であるが、

恐らく𠩺の族神によって起されるものであろう。以上のように、夫々の族が神をもち、その神が敵に對して禍をおこすことを考えると、こうした神は、殷における帝に近いものであったことがわかる。かつ四方の場合の方が、殷の帝神と關係の深いものであったこととあわせ考えると、𠩺方・人方などの方にも、單に國を意味するばかりでなく、それぞれの國族の捧持する神をも意味のうちに含む言葉であったと考えられる。戦いにおいて、殷が上帝の加護を願った卜辭があるのも、その帝が、外敵の神を屈服させる必要があったからである。こうした殷の周圍に多く散在した國々の神々を統合し、抽象化して東西南北にわけたのが、四方の神であったと考えられる。

このようなことを考えさせるものとして、さきにあげた四方風名にある南方の𠩺に關する問題がある。即ち京津五二〇で𠩺に作る字は、殷綴二六一では𠩺に作ることから考えて、この二つの字體は同じ文字の異體であり、且つ殷綴

二六一は、省體であることがわかる。ところで、

貞、雀弗其獲征長□人。(S〇三四五)

によると、上述の雀が長という國を征伐して何人かの俘虜を獲るか否かを卜したのであるが、この卜辭の長字が、實は^⑤に作る。即ち南方を示す文字と同じであることがわかる。南方は實は長と呼ばれていたのである。ところで、

雀は河南溫縣にあつたのであるが、これは、殷都から見れば南西にあたる。この點から見ても、長は雀よりは南方、おそらく黃河の南岸にあつたと考えられる。この長が南方を代表するものとなつたのであり、しかもその長族の神が南方の神としての長となつたのである。こうしたことは、先に見た自然神が殷において祭祀をうけるようになる経過を示すものとも考えられる。

當時にあつては、各族はそれぞれの族神をもち、族間の戦いは、その神の戦いでもあつた。従つて敗れた神は、神格の體系化に際して、やはり勝つた神に従屬する位置を與えられたのであり、殷において祭られるようになった先公^⑥自然神が、帝よりは、多少その力が劣るものとして卜辭にあらわれるのは、こうした経過によるのである。逆にい

えば、帝はこうした自然神中のもっとも卓越した神であつたのである。

これとともに本來異族の神であつた自然神が、先公神として殷の系譜に加えられたことはすでに述べたところであるが、しかし神格としては、やはり祖先神とことなるものであり、祭祀としても異なるものがあつた。夬(以下A字で示す)・沈・狸といわれる儀禮は本來こうした自然神に固有なものであつたといわれる。沈・狸は河・土などに限られるものであるが、Aは場合によつて祖先神に對しても行われる。しかしこのA祭において問題になるのは、自然神の一つである土神との關係である。

この土には、『史記』の相土にあてる説と、土地神としての社にあてる説とがある。現在では後者の説が一般であるが、何れにしても土神に對して寧雨・寧風・求年の祭祀が行われることは、河・岳などと同じであるが、前述の帝の祭祀に關して見ると、直接に「帝于土」の形式が皆無であるといわれる。それに代つて土は帝の祭祀には、二義的に配祀され、且つその折には殆んどA祭によつてまつられる。このAは『說文』の夬であり、柴を焼いて天をまつる

ことと言われる。これと同じように柴を用いる叙（以下B字で示す）は、第二期後半からあらわれたものである。このBは祖先の五祀に關聯が深く、かつ第二期後半には、自然神の祭祀が少く、Aが行われることも少い。ということは同じく柴を用いるのに、Aは自然神に、Bは祖先神に密接であることを示している。且つBの場合には、犠牲を併記したものが少く、これに對してAには、牛・羊を何匹と明記したものが多い。

ところで河・土に行われる沈・狸の儀禮について見ると、沈は犠牲を水中に沈めて供するものであるのに對して、狸は土中に埋めて土中の靈に供するものである。小屯の發掘によると、建築物基壇の下面には、礎石を置く直前に、牛・羊・犬などの犠牲を多數埋めたことが知られている。犬は主として惡靈を禦ぐ目的で用いられるけれども、これと同時に牛・羊は、土中の靈を慰和するために供えられたものと考えられる。而かもこの場合發見された獸骨は、その動物を切斷して埋めたものではなく、完全な形のまま埋められている。沈の場合もおそらく同じ様に、全型のまま水中に沈められたであらう。

古代民族において、祭祀の場合に、その犠牲は、祭りに參加した同族の人々に分ち與えられ、神人共食によつて祖先と族民との血縁意識が強調されるのであるけれども、こうした狸や沈においては、その犠牲は祭祀者に分ち與えられるのではなく、むしろ祭りを受けるものをなだめるために、すべてが供される。自然神は、帝について恐る可き神々であり、しかも本來異族の神であつたところにこうした犠牲の供えかたが生じたのであらう。さきにも述べた如く、Aが本來自然神に對するものであつたとすれば、おそらく、ギリシャにおける全燔祭と等しく、犠牲、特に羊は生きた時の姿のまま薪上にのせられ、焼かれたことと考えられる。この場合、煙や動物をやく香によつて神の靈をまねき、且つその香そのものが神をなぐさめると考えられていたのではないかとおもわれる。

發掘の報告によると、このA祭を行つたと考えられる遺存が發見されているが、それによると、丙二號基址周邊には柴灰羊骨坑と黒灰堆・燒牛骨址とよぶものが數カ所から發見されている。柴灰羊骨坑は五〇〇—一〇〇〇厘ほどの深さの坑をほり、そのなかで羊を薪で焼いた。黒灰堆は當時の

地上面で薪を焼き、さらに牛を焼いている。何れの場合も、燃焼した直後に埋められて了ったと考えられる。このことはこの儀禮が本來香煙を目的としたものではなく、焼くことは、土中の神にささげるために、埋めるまゝに行われる犠牲の一つの處理法であつたと考えられる。さきにのべた狸即ち獸坑は、乙七號基址などには多數發見されているが、丙二號では三例にすぎない。これに對して牛羊を焼いたあとは、乙七號では見られないのに、丙二號では七例ある。このほかこの二つの基址の周邊にはともに、人間をうめた全軀墓・斬頭墓が多數發見されている。即ちこの二つの基址の間では、焼牛羊址がことなつた點であつた。このことはこの二つの基址の建築の用途がことなつていたことによるとも考えられるが、何れも一應基壇面が完成したとき、おそらく礎石をおく前に行われたところから考えて、同じ目的、土中の靈を慰め、建築物及び使用者へ害をすることを避ける目的のために行われたものと考えられる⁹⁾。以上の點から考へてこの沈狸とAとは、犠牲を焼くか否かの差はあつても、何れも殷とは本來血縁のない自然神的な靈、土靈などを慰和するのが目的であつたことがわかる。

る。

所で、土は前述の如く、社神であつたのであるが、また西土・四土（四方の土）の如く用いられ、四方の方が、それぞれの方の神を含んでいるのに對し、この場合の土は、むしろ農産物を生ずる土地を意味するといわれる。しかしそれ程嚴格な區別があつたか否かは疑問である。社神に對すると同じように豐饒・雨が河・岳など本來ある方向の一つの族が祭祀した神にも祈願されているからである。しかもここに見た儀禮から見ても、これらの神の力は土中にも及んでいたのであらう。ただそればかりではなく、自然神の風雨に對する力、また風雨に對して最も強い支配力をもつ帝とこれら自然神とが、本來は性格が一つであつたことを考えると、單に土中にあるばかりでなく、その地方の、地上・地下何れにも行きわたつていた靈がこれら自然神であつたのである¹⁰⁾。

殷において祭られた土神は、先述の如く他の河などごととなり、祭直接帝祀の對象となることはなかつた。同じ自然神でありながら土とそれ以外のものとは神格にちがいが考へられていたのである。このことは河などに與えられて

いた雨や年に對するたりの力が、土には認められていないことと相應するであろう。それだけ土は穩和な神と考えられていたのである。おそらく帝祀といわれるものは殷の人々が自らの最高神である帝に類似する力を認めた神に對して、その宥和を目的として行うものであった。では土の力がおとると考えられたのは何故であろうか。

土は、土と呼ばれるほか、西土・南土の如きものと、唐土・亳土のごときものがある。西土・南土などについてはすでにふれたが、唐土・亳土の如きものは、それぞれ唐・亳の地の社神である。亳は殷の舊都であり、唐は成湯大乙に關係の深い地である。これに對し單に土と稱するときには當時の殷の都を中心とした地の社である。この地には盤庚の時に遷都したと傳えられるのであるが、その際作邑の儀式が行われ、帝の許諾を得たのち、ここに都がつくられたと考えられる。その際、原住民によって信仰されていた自然神は、殷の帝の力に服して了ったため、禍やたたりを起す力を失い、且つ帝の力が地上・地下に普遍的に及ぶにつれ、次第に土中に追いやられたのが、その地方の土神であったのである。しかし穀物が土から生ずることは、そ

こに土神の力が大きく働く所以であり、またその靈が不満をもたないように常に宥和されねばならなかったのである。殷都における土神の力の縮少は、おそらく四方の自然神にも、それ以外の各地の自然神にも及び、次第にその力の縮少、土神と帝との分離、さらに各地の帝は上帝に統合され、各地の土神即ち社神がその夫々の地に殘る傾向とを招いたものと考えられる。

以上の如く、自然神は、本來これを信捧する族集團があり、かつその神格は、殷における最高の神である上帝に類似したものであつた。それが殷の支配下にはいるとともに、自然神は、帝の支配下にたつことになり、また祖先信仰の強い中國にあっては、そのうちのあるものは先公として祖先の系列にとりいられることとなった。且つ殷の都――直接に殷の統治した商地域の自然神は、土神としての社になり、同じ自然神から多少性格のことなるものとなった経過が明らかになった。

このほか當時の自然神について語るためには、上甲以下の祖先神の神格と、この自然神の神格とが、次第に重なりあつて行く経過を明らかにする責務があるが、現在のところ

る若干の點で明確な解答が得られないところがあるので、この點については後日に譲る。

二 貞人の出自

董作賓氏による貞人集團の發見、それをもととした編年の體系が甲骨文研究に、大きな發展の契機を與えたことは、今更言うまでもないことであり、また最近ではそれをもととした新舊二つの文化が殷の王室に併存したのではないかと言われている。これらのことについてはすでに別に紹介もあり、私自身も別稿において、二つの文化と貞人集團との關係のもつ意義について述べた。また最近では、二三の學者によつて、これらの貞人の名と、地名・國名・族名がしばしば一致することも論じられている。本節では、この貞人名と地名などとの一致をどのような意味をもつものとして考える可きかを論じようと思う。

第三期卜辭 S 一七四一には、

甲申卜、何貞、今夕亡禍。

とある。この何は第三期貞人であるが、第一期卜辭である、

壬辰卜、方其羣見何。(續六・九・五)

を見ると、第一期に、方と呼ばれる國が見を戮伐した記事に、何があらわれることがわかる。先述の如く、方は山西省中南部にあった外敵であり、見は殷の西北にあった屬國で、曷方などの征伐をしている國である。ところで饒宗頤氏は、

丁巳卜、爭貞、乎取何蜀。(乙三一七四)

辛未卜、敵貞、王夢兄戊、何从、不佳禍。四月。(佚六

二)

など、爭・賓などの第一期貞人の卜辭にしばしばあらわれ、さらに同じく第一期貞人の告のあらわれる龜版の甲尾刻辭である、

□來三百。何。(甲二九八三)

に署名者としてあらわれる何を、すべて第三期貞人何と同一個人であるとし、さきの續六・九・五の何を、この卜辭を刻したときの署名であるとした。このように考えるに到ったのは、甲二九八三の甲尾刻辭に、何が署名者としてあらわれることが、影響している。しかし甲尾刻辭は、骨臼刻辭などとともに、記事刻辭というべきもので、一般の卜辭とは、性格をことにする文章である。かつ一般の卜辭に

ついで見ても、饒氏が文尾の署名とする例の数も、ごく限られており、且つ私の検討したところでは、その例のうちでも、實際に卜辭を刻した署名と考えられる可能性のあるものは、一・二例に過ぎない。⁶⁴したがって續六・九・五の何を、署名と解する必要もないと思われるが、何れにしても、第一期にも何とよばれるものがあらわれ、第三期にも同じ何を名とする者があらわれることにかわりがない。

また同じ第三期貞人字（以下C字で示す）について見ると、

貞、勿乎宁壹眾。（B〇九六二）

の第一期卜辭や、同じく第一期貞人賓と争との卜辭の記された龜甲の背面には、

C入□□。（乙七七六八）

という甲橋刻辭があり、Cが龜版を貢納したことが記録される。このほか第一期に多Cと呼ばれるものがあり、第二期にも、金四一三の如く、多Cがあらわれる。即ちCも第一期から卜辭にあらわれ、且つ第一期第二期には多CとよばれるCの集團があったことがわかる。

このCとともにB〇九六二の卜辭にあらわれる壹（以下

D字で示す）も第三期貞人であるが、これも、

乙巳卜、内〔貞〕、D亡禍。（乙二〇二七）

己亥卜、争貞、D又于祖□□。（戡二五・一二）

の如く、第一期卜辭において、殷王朝の祖先である祖某の祭祀を主宰し、あるいはその禍の有無が卜問されている。

このことはDが殷と親密な關係にあったことを示している。とくに王室における祭祀を主宰したことは、これが殷において可成り重要視された地位にあったことを示している。然るに同じ第一期卜辭の甲三五一〇十京津一六八一によると、⁶⁴殷王が言侯をしてDを征伐せしめたことがわかる。この場合には、一般の例から見て、Dは明らかに國名或いは族名と考えなければならない。これに對し、先の祭祀卜辭の場合は、通例によれば、Dを個人名と解すべきである。したがってDの場合には、個人名と族名とが同一の文字をもって示されていることがわかる。即ちD族出身の人間は、個人の場合も、族名と同じDをもって呼ばれていたことがわかる。こういった場合、個人名としてのDは、その族の族長をさすするのも可能であろう。しかし先の多宁（〓C）という呼び方がある點から考えて、單にCと

いって個人をさす場合に、それを族長と限定する必要はないであろう。それはとも角、Dに關する以上の三例から見て、この族は、第一期のある時期には殷の征伐をうけ、同じ第一期の別の時期には殷と親密な關係があつたことがわかる。さらに第二期には、

甲戌卜、王。在旨遘卜。(文一八〇)

貞、亡尤。在旨遘。(文五六二)

の如く、Dに水を附して地名として表現している。これはD族の本據の近傍の河川を示すのであるが、王の率いる軍隊がこの川の近くに駐屯していたことを示している。在旨某という言葉は、王の田獵往來卜辭に關聯するものが多いことから考えて、このD地は第二期には王の田獵地の一つであつたと考えられる。さらに第三期にはD族出身の貞人が殷都に在勤していた。このことから考えて、Dは第一期のある時期に殷の征伐を受けて、これに服屬し、その一族のうちの一部は殷都にあつて王に仕え、さらにその本據地は、王の田獵地となつていたと考えることが出来る。

以上の如く、C・Dには、族名と個人名との二つの場合があるとすれば、さきにあげた何の場合にも、個人名であ

る場合と、族名との二つの場合があつたと考えることが出来る。そして第一期甲橋刻辭「□來三百。何。」(甲二九八三)の何は個人名で、第一期に甲骨の管理官として殷都にあつた人物であり、第三期貞人の何と同一人とする必要はないのである。したがって何は、族名であるとともに、個人名としても使用され、さらに洵即ち河として地名及び河神を示すものとしても使用されたのである。第一項に見た如く、國名と神名とが一致するばかりでなく、さらに個人名もこれらと一致することが明らかになった。これは當時の社會が、一つの血縁集團を基本とし、その居住する地も、それぞれの集團によつて固定し、その神——この集團の最高神——との間に血縁意識が想定されていたのであろう。しかもその集團に屬する個人は、個人として獨立するのでなく、むしろ集團の間に埋没する傾向がなお強く残つたのである。この何に關する卜辭を見ると、殷の征伐を受けたことを示すものはなく、むしろ何に對する殷の外敵の侵入が卜されていること、及びその族神である河が第一期から殷にとつて重要な自然神として祭祀されていることから考えて、第一期以前にすでに何族は殷の重要な屬國の一

つとなっていたことがわかる。したがってここに述べて來た第三期の貞人のうち、何など三人を見ても、その出身した族と殷との關係には、相異つたものがあつたことがわかる。

次に他の時期の貞人について見ると、第二期貞人の喜と關係あるものとして、甲三三三一骨曰や殷綴三五七甲橋の如き第一期の記事刻辭に婦喜なる人物があらわれる。この婦喜は喜族出身の婦人で、殷の王室において卜占に使用する龜甲牛骨を整治する任務にあたっていた。⁽⁶⁾ また第二期卜辭にはさきの旨滄と同じく、「在旨滄卜」(文六八二)、「旨喜卜」(文六八一)の如く地名としてもあらわれる。

さらに同じく第二期貞人行について見ると、第一期の貞人賓のあらわれる卜辭と同版に、

貞、行叶王事。貞、行弗其叶王事。(綴合編一三七)

の卜辭がある。「叶王事」の三字は、主として戦争などに、王から命ぜられた任務を果たすことが出来るか否かを卜問する言葉である。従つて行は當時殷王の臣であつたとがわかる。また甲橋刻辭には、

行取廿五。婦井示。爭。(乙七三一一)

の例があり、行が王命をうけて、ある地域から龜版を徵收して來たことがわかる。また第二期と考えられる、

癸未卜、王曰貞、又豕、在行、其左射及。(前三・三一・

二)

によると、行は地名でもあつた。第二期には王が行の地に行幸したことがあつたのである。第一期の行と、第二期貞人としての行とは同一人である可能性が充分認められるが、この第二期卜辭によって、行という地名、ひいては行とよぶ族の地があつたことがわかる。

また同じく第二期貞人の大について見ると、第一期貞人史と考えられる貞人署名のある卜辭には、大という人物が王の命を受けていることがわかるし、第一期貞人爭・賓などの卜辭のある龜版の裏面の甲橋刻辭、

臣大入一(丙三三)

のごとく、臣大という人物が龜版一枚を貢納している。また第一期の鐵一四九・四には子大という人物がある。饒宗頤氏は、これら臣大・子大を第二期貞人大と同一人ではないかとしている。⁽⁶⁾ しかしこれを同一人と決定するまでの證據はないし、特に子大の如く、子某と呼ぶ人物を、殷王の

王子或いは王子と同世代に屬する殷王朝一族の一員と考え
るならば、こうした人物が貞人になる例はあまり見當らな
い。しかも第一期には、粹八〇一の如く、大方と呼ばれる
國が、殷の屬國である曹の甘邑を侵したという記録があ
る。また第三期にも、「…來告大方出伐我師…」（粹一一
五二）の如く、殷の邊境にある某屬國から、大方が侵入
し、その軍隊を襲撃したことをつけ、さらにこれに對し、
馬（人名）と小臣某とが、おそらく防戰に従事したこと
を示す資料がある。白川靜氏は、子某と呼ばれる人物を
殷の一族の王子と考え、臣某或いは小臣某と呼ばれるも
は、その子某の子孫に多い。且つ子某は、その名の示す地
方、即ち例えば子大の場合は、大の地方を統治するために
殷王から派遣されたものであることが多いことを考證され
ている。この白川氏の說に従えば、子大は大方の一族出身
の人間と考える必要はなくなるし、寧ろそのように考える
ことは誤りとなる。王子の一人が大方に派遣されたことに
よつて子大と稱したとすれば、大方の本來の族出身者は當
然大と呼ばれていた筈である。大方に對する殷からの征伐
の記録は、現在のところ残っていないけれども、おそらく

大方は、第一期のある時期には殷と敵對關係にあったが、
同じ第一期のうちに、殷に服することとなり、殷からは子
大がその統治に派遣された。この子大は武丁の在世中に死
し、その子の臣大が代つて大方を統治し、殷に龜版を納め
ている。第一期の卜辭には見られないが、この子大の派遣
の一方では、おそらく大から何がしかの人間が殷のほうに
送られ、さらに第二期には大方出身の人物が貞人として殷
に仕えていた。それが第三期になると、再び殷から離叛し
ていったものと考えることが出来る。

同じように第二期貞人である行と大とは、ともに第一期
から、それぞれに關係ある卜辭が存在するのであるが、先
に述べた如く、行はすでに第一期から、殷と密接な關係が
あるのに對し、大はむしろ疏遠になり勝ちな關係にあつ
た。このことは同じ甲橋刻辭とよばれるものにあらわれな
がら、大と行とはちがいがあふることとも對應する。即
ち、大、嚴密には臣大の刻辭に使用される動詞は「入」で
あるが、これに對し行の場合には「取」である。「入」は
貢納を意味するに對し、取は殷から徵發する意味である。
行はいわば「みつぎとり」として龜版を徵したのである。

したがって例え臣大と貞人大、行と貞人行とが、それぞれ同一人であるとしても、そこには殷王に對する關係が異つたものであったことがわかる。このちがいは、王がみずから行幸することが出来たと考えられる行の地と、殷と敵對する場合もあつた大方との違いでもある。

しかしながらここで注意しなければならない點がある。

それは所謂新派・舊派と貞人集團との關係である。この問題については別稿で述べたのであるが、要約すれば貞人集團によって、その卜辭にあらわられる祭祀制度に大きな差異がある。これは殷代の王室に、二つの慣習をもつた集團があり、そのいずれが王と結びつくかによって、最大の責務であつた祖先祭祀に大きな差があらわれるのである。

ここにあげた第二期の三人の貞人大・喜・行についてこの點を見ると、大・喜は舊派に、行は新派に屬するものである。このうち新派の貞人は、同じ第二期でも、後半の祖甲時代の貞人である。これに對しては大は、祖甲時代にも在任したことは兄庚の稱がその卜辭にあることから明瞭であるが、兄己の稱を缺き、且つその卜辭全體を見ると、基本的には舊派即ち第二期前半の祖庚時代に屬する貞人であ

る。喜はこの二つの中間的形態である。

この第二期前半祖庚時代の舊派の制度は、父である第一期の武丁時代の制度をうけつぐものであるのに對し、兄祖庚の在位時代には、野に下つていた祖甲は、その時に統率した幾つかの集團の慣習を即位後の制度に反映させたと考えられるし、その貞人たちも、この祖甲の在野時代に、彼に親しかつた族から貞人として任用された可能性が大きい。したがって行の族は、殷を構成する一つの族であり、武丁の命を受けて、王室のために行動しながら、武丁が王として主宰した王朝の祭祀とはことなつた習慣をもち、すでにその當時から王子である祖甲とより近く結ばれていてと考えることが出来る。一方大は、武丁時代に征服された族でありながら、その結びつきは武丁時代の舊派により親しく、第二期祖庚時代には貞人としてあらわれる。それが新派の時代になつて、殷王から次第に遠ざかり、第三期には殷から離叛するに至つたと考えられる。

では一體、何故にこうした關係にあつた大方から、當時にあつては重要な役である卜占の官の貞人に、その出身の人物が参加するようになったのであろうか。前節にも述べ

た如く、殷の王朝において祭祀を受けた先公・自然神のあるものは、本来その神をまつる族があった。殷の征服後は、これらの神も殷において祭祀されることとなり、殷の最高神である帝との序列もつくられ、またあるものは殷の祖先神の系列へ組み込まれることになった。これは神聖政治を行う古代國家には、世界に共通して見られる例である。こうしたことによって殷の力は、精神的にも周圍の小國の上に優越した地位を築くことになった。これと同じようなことが、貞人の場合にも考えられるのではなからうか。龍山期以來、中國では、卜占に獸骨を使用する慣習が廣く見られ、これは殷代にも引きつがれて來た。従つて殷が強大となった後に、その支配下に入つた小國には、やはりその國家の中樞に貞人がいた筈である。この貞人は、その小國內にあって人間の行動の善否を判斷する能力をもつ、いわば呪術師ともいふべきものであった。殷は征服した國家から、こうした貞人を都によびよせ、これによつて殷の王室が卜占に關しても、他の國に卓越した力をそなえることになり、さらに當時の世界を精神的にも支配しようとしたのではないかと考えられる。第一期標準卜辭である

王朝卜辭では、卜占の判定者は、王のみに限られ、しかもこの王は貞人としてもあらわれる。このことは、殷王が貞人集團の中で、最もすぐれた力のある貞人であつたことを示しているが、貞人の性格を以上の如く考えるならば、この殷王の立場も理解されるし、また大方から何故に貞人が殷の王朝に奉仕することになったかも理解される。

ただここで注意しなければならないことは、この殷の征服が、徹底的に行われるものではなかつたことである。異族の神を完全に否定しすることはなく、寧ろこれを殷でも祭祀し、系列化しようとしたことは、それによつて異族と殷との結びつきを、精神的にも安定させようとしたのであり、その異族自身は、もとの神を中心として精神生活を送つていたのであらう。したがって殷の王朝における祭祀が、新派の如くに殷の祖先神に限定されたような時代には、却つて殷と被征服族との結びつきには、弛緩を招いたと考えられる。第二期後半祖甲時代には、外國關係の卜辭が殆んどあらわれなくなるのは、單に殷の軍事力がおとろえたというばかりでなく、あらゆる關心が内向的に働いた時代であらう。さらにこのことは、精神的に異族を不安定

にし、これが例えば大方の離叛を招くことになったのではないかと想像される。

さて本節で述べて来た所をまとめて見ると、第二期貞人にも、第三期貞人にも、何れもこれらの貞人には、本來所屬する族があり、而かもそれらの族と殷との關係には、征服・被征服の關係にあるものと、殷と親密な一なかには殷と同族の關係になるものすらあった―關係にあったものとの、二つの部類があったことがわかる。この二つの系統は、いわば祭祀面での自然神系統と祖先神系統とに對應すると言ふことが出来るであらう。

このような點が明確にし得るのは、第二期・第三期の貞人でも、本稿にとりあげた貞人に限られ、他の貞人については、資料的に殆んど明らかでない。また最も人數の多い第一期の貞人についてふれなかったのは、第一期以前の卜辭資料が目下の所皆無であるため、貞人となる以前が明らかでないからである。勿論第一期貞人にも、例えば亘の如く、その本族である亘方は、第一期にも殷と對立し、殷の屬國である雀の征伐をうけている。⁶⁹したがって第一期貞人についても、第二期と同じようなことが想定されて誤りは

ないであらうし、また第二期・第三期の他の貞人についても、ここに見た二つの系統があったと考えられる。

おわりに

以上に見た如く、貞人の出身した族には、各種の立場のものがあつた、そのうちのあるものは、殷と對立したり、これに服従したりという、一定しない立場をもつものであつたことが明らかである。こうした點から見て、殷王朝の勢力も、時により可成りの變動があり、限定されたものであつたことがわかる。侯家莊の發掘によつて知られた殷の大墓から考えると、そこに集中された富は、殷王が非常な權力をもつて支配を行つていたことを示すように考えられる。しかしその實情は、それほど強力なものではなかつた。別稿にも述べた如く、殷の中核をなすその一族集團にも、可成りちがつた要素をふくむものであつたのであるが、それが、被征服民との關係になると、一層その結合は弛く、雑多な要素をふくむことになる。大方の支配の如く、いわば總督ともいうべき子大の派遣が見られるが、實際には殷との關係は、統治者と被統治者という關係よりは、むしろ

多少殷の優越性を認めた連合體というのが、その實態であった。従つてその連合體の紐帶——自然神祭祀もその一つである——が弛緩すると、連合體は分裂する。こうした關係こそが當時の實態であつたのである。こうした殷の内外の結合關係が、強大な軍事力による人方征伐を行いながら、周の攻撃によつて、急激に滅亡しなければならなかつた理由であつた。

こうしたことは、また一方では、當時殷王が直接支配した範圍がそれ程廣くなく、むしろ比較的狭いものであつたと考えさせる。その一つのあらわれは、田獵地の問題である。これについては、かつてその概略を述べたが、要するに田獵地は、殷の直轄地であり、田獵はその支配の一方方法であつた。そうしてその範圍は安陽から、沁陽にかけての地域であつたと考えられる。しかも同じ田獵地でも、周辺の地は決して安定した、支配地ではなかつたようで、そう言つた地域には、狩獵を意味する田字ではなく、その土地を屈服させることを意味したと考えられる畋という文字を使用している。これは單にその地の人々を服させるだけではなく、その地の精靈をも屈服させる儀禮をも含んでいた

のであり、第一節においてのべた、諸方の自然神に對してもその征服の後にこれと同じことが行われたと考えられる。それは兎も角として、當時にあつては、一時的な軍事行動においては、今日からは想像出來ないほど遠くまで行動することがあつたことは、古代オリエントにも見られる所であるけれども、恒常的な支配範圍というものはそれ程廣いものではなかつたと考える可きであらう。『史記』などによれば、殷といい、周といい、一應中國全土、少くとも黃河流域の華北を支配していた如く表現されるけれども、實際には、その範圍は限られたものであり、且つ殷の周邊の國々は、殷の勢力の強弱に應じて、服従・離叛をくり返していたと考える可きであらう。ということとは古代世界における支配權というものが、極めて不安定な基礎の上にきずかれていたことによるものである。

本稿では殷の王朝構成の外部的な點を見たのであるが、その内部的な構造の點については神戸大學文學會「研究」第二十八號史學篇（一九六二年三月發行豫定）を参照されたい。なお印刷の都合上資料の引用を省略したり、もとの文字のかわりにAなどの記號を使用したた

め、不便な點が多くなったことをおわびする。

註

- ① 陳夢家「古文字中之商周祭祀」(燕京學報第十九期)、「商代的神話與巫術」(同第二十期)、『卜辭綜述』第十六章・第十七章、島邦男『殷墟卜辭研究』第一編第三章、胡厚宣『殷代之天神崇拜』(甲骨學商史論叢初集)、「卜辭中所見之殷代農業」(同二集)、拙稿「卜辭に見える祖靈觀念について」(東方學報京都第二十六冊)。特に河と岳とについては赤塚忠「殷王朝における河の祭祀とその起源」(甲骨學第四・五號)、「殷王朝における雩の祭祀」(同第六號)に詳しい。

- ② 『卜辭綜述』三四四頁

- ③ 郭沫若『卜辭通纂』別二東大三

- ④ 赤塚忠「殷王朝における河の祭祀とその起源」

- ⑤ 「卜辭に見える祖靈觀念について」一〇頁。この時には董作賓氏の『殷曆譜』下編卷九帝辛日譜によったのである。董氏は帝辛の人方征伐に關する卜辭に、河邑の語があり、その位置を人方征伐の經路中にもとめたのである。島邦男氏「殷墟卜辭研究」も大略同じである。この資料は金七二八の卜辭であるが、饒宗頤氏によると、この甲骨は現在ケンブリッジ大學所藏のもので、實物を檢した結果、從來河邑と言われていたものは、著録として模寫する際に誤ったもので、河字ではなく、掌邑とすべきものであるといわれている(『殷代貞卜人物通考』六一五頁)。従つて河邑の資料もなく、またその位置決定も、根據を缺くことになるので、本稿において訂正

する。

- ⑥ 汎についてはS〇三二七、何はB〇九八五、方はS〇〇六六の各註参照。

- ⑦ 各説の出所についてはS〇〇〇一註7。島氏の説に對する批判はB一五四一註1。

- ⑧ S〇〇〇一註7、方をつけて呼ぶ意味は本稿四一―四三頁「卜辭に見える祖靈觀念について」二七頁

- ⑨ B一五四一、B一五四二註

- ⑩ 孫詒讓「名源」上二〇葉、赤塚忠「殷王朝における雩の祭祀」

- ⑪ 考古研究所編『殷虛文字綴合』一九三

- ⑫ 拙稿「殷以前の血縁組織と宗教」(東方學報京都第三二冊)、及びB一〇九一註

- ⑬ 白川靜「殷代雄族考」一鄭(甲骨金文學論叢五集)

- ⑭ 「卜辭に見える祖靈觀念について」第一・二節

- ⑮ 島邦男「殷墟卜辭研究」第一編第三章

- ⑯ 胡厚宣「甲骨文四方風名考證」、「論五方觀念及『中國』稱謂之起源」(甲骨學商史論叢初集)、楊樹達「甲文中之四方神名與風名」(積微居甲文說)、殷一萍「卜辭四方風新義」(大陸雜誌第十五卷一期)。

- ⑰ 殷綴二六一乙六五三三では南風を夷とするが、これは京津五二〇の方名の省體であると考えられる。

- ⑱ 島邦男「殷墟卜辭研究」二〇八頁、卜旬卜辭における禍字は、第五期には犬を傍に附す。このことは第五期における卜旬卜夕の儀禮化、及び五祀の固定化に關聯するものである

が、これについては「卜辭に見える祖靈觀念について」第五節・S二七四一註参照。また犬が惡靈を拂うために使われた考古學的な證據については、拙稿「最近における殷式遺蹟の研究と發掘」下（史林一九五六年第五號）参照。

②0 S〇三三〇註

②1 白川靜「殷代雄族考」二雀（甲骨金文學論叢六集）

②2 沚についてはS〇三三三、羌はB一六二九の各註参照。

②3 禍・巷以外に、類似的の現象として若・才・齊などがある。こ

れらについてはS〇〇四二・S〇〇四八・S〇〇六三参照。

②4 陳夢家「卜辭綜述」五九〇頁は、方は本來方向を意味する文字であつたとするが、こうした抽象的な意味が先にあつたとは考えられない。

②5 S〇三四五註2参照。甲二九〇二には「己未卜、貞、多壬亡禍。在南土。」とともに「庚申卜、貞、雀亡禍南土。禍告事。」などの文がある。本文に引いた雀が長を征伐する卜辭とともに、雀が南土に關係深いことを示す。且つ前引の京津五二〇などの西方を示す壬が、族集團として示されるのは、おそらく雀とともに南方の征伐に従事したものであろう。

②6 「卜辭に見える祖靈觀念について」二六八頁

②7 島邦男「殷墟卜辭研究」二〇八・三二一・三四八頁

②8 島邦男「殷墟卜辭研究」二〇二・二二七・二三一頁

②9 拙稿「殷代における祖先祭祀と貞人集團」（研究第二十八號）第三節及附表11。

③0 「最近における殷式遺蹟の研究と發掘」

③1 石璋如「遺址的發現」乙編殷虛建築遺存（『小屯』第一本）

一六九―七五頁及第六章貳・參、「小屯殷代丙組基址及其有關的現象」（中央研究院歷史語言研究所集刊外編第四種慶祝董作賓先生六十五歲論文集）。丙二號基址の焼牛址の牛は、全軀完全なものではなく、MAからは背骨、MBは角、MCは腿骨であつたという。この三分は、一匹の牛をきり裂いたものか、或いは別個の牛のものであるのかは不明であるが、このような處置がとられたのは、羊に比し體軀が大きいことによる便宜的な處置と考えられる。乙七號の獸坑は完全なものを埋めているらしい。

③2 陳夢家「卜辭綜述」第十七章第五節参照。

③3 島邦男「殷墟卜辭研究」二三一頁。前述の如く、土にも寧雨・寧風の祭祀や狸などが行われることから考えて、土神が風雨などに對して全く無力なものであつたとは考えられない。

③4 しかし河などの如く積極的に惡作用をするものでもなかったところに土神の特色がある。なお拙稿「殷以前の血縁組織と宗教」第二章参照。

③5 S〇〇〇二註3及び「卜辭に見える祖靈觀念について」一一頁。

③6 「卜辭に見える祖靈觀念について」第一節。

③7 董作賓「甲骨文斷代研究例」（慶祝蔡元培先生六十五歲記念論文集上冊）・「殷曆譜」上編第一章・「甲骨學五十年」第四章

③8 「殷代における祖先祭祀と貞人集團」

③9 饒宗頤「殷代貞卜人物通考」、張秉權「殷虛文字」丙編上輯一考釋

③⑨ S〇〇六六註

④〇 饒宗頤『殷代貞卜人物通考』一〇七五—七頁

④① 註⑬

④② 饒宗頤『殷代貞卜人物通考』五七一—八頁。饒氏の引例のうち、乙七—四三の背甲橋・乙七七九六背の殷、殷綴二〇六甲尾の賓、甲二二八五甲尾の賓などは、龜版の管理者としての署名で、卜辭には直接関係はない。ただ甲二二八五の背である甲二二八六の甲橋には争の署名があるので、賓がどのような立場であったか疑問があるが、卜辭と賓字との間には約四種の間隔があり、この二つを直接に結びつけるような例は、殆んどない。且つ賓字の左片は破損している。また侯家莊三三・三四・三五に第五期貞人の泳があらわれるが、この三片ともと同一版であった三六の泳は明らかに文中の固有名詞であり、これと比較すると、前三者も卜辭の文中の字で、たまたま文末に位置したのである。同じく誠四五の泳は、もと饒氏のあげる卜辭と関係あるのではなく、その下段にある別の卜辭中の字である。また第三期貞人口に關する乙八八二〇など三片の口は、人名ではなく、動詞至の目的格である地名の口である。

④③ 續一・四・五によると、上甲以下の祖先祭祀に参加している。

④④ 饒宗頤『殷代貞卜人物通考』の綴合による。

④⑤ S〇三八七註1

④⑥ この血縁意識がトーテム信仰に見られるようなものか、殷における祖先神と先公との關係のようなものであったか、或いはもつとことなつたものであったのかは明らかでない。

④⑦ 拙稿「殷以前の血縁組織と宗教」第三節

④⑧ この卜辭は京津一四六三のものであるが、この卜辭の史は甲に作る。甲骨文字の史は一般に乙に作るが、これはその省體と考えられる。

④⑨ 『殷代貞卜人物通考』八一三頁、饒氏が子大として引用するもののうちには、大字を命(甲三七九二・乙四九一〇)、介(乙三八九五)などがあり、これは子大とは一應別個に考える可きであらう。

⑤〇 白川靜「殷の王族と政治の形態」(古代學第三卷一號)、「小臣考」(立命館文學一六・一一七號)。

⑤① B一〇九一參照。

⑤② 「殷代における祖先祭祀と貞人集團」參照。

⑤③ 註④⑦

⑤④ 董作賓氏は、第一期武丁時代卜辭のあるものを、盤庚・小辛・小乙時代に屬せしめているが、その方法は、卜辭に見える日月食と考えられる記録を、董氏の曆譜上に排列したことによつて得られたものである。しかし貞人の時代を決定する先王の稱謂の上では、そのような結論を得る確證はないし、また董氏が曆譜編成の基礎とする所謂「殷曆」なるものも、その時代の點で疑問のある曆法である。藪内清「殷代の曆法」(東方學報京都第二十一冊)、「殷曆に關する二・三の問題」(東洋史研究第十五卷二號)參照。

⑤⑤ 饒宗頤『殷代貞卜人物通考』四四五—七頁。

⑤⑥ S〇二六二・S二八六三・S二八七〇・B二九二八の各註參照。

The Origin of Taxes in Silver in North China under the Ming

Kikuo Taniguchi

Under the Ming the first step toward tax payment in silver was realized in the form where certain specific corvées were replaced by paying in silver, but in the beginning this system was not practiced on a fixed standard; there were local differences. In this connection the author calls attention to the following two points; (1) in Shantung payment in silver was initiated in the form of *mên-yin* and (2) in North China, especially in Shantung, taxes in kind to the throne and taxes paid to the government agencies, which were in Middle and South China born by the local administrative units, became to be included in the *chün-yao* and later in the *mên-yin*.

Problems relating to the Religion of Yin

Michiharu Ito

The official diviners of the Yin Dynasty were recruited from among the diviners of the conquered states, and the study of those diviners' relations to the Yin Dynasty reveals that the power of the dynasty often fluctuated because the authority of the Yin rulers was derived from their position as commanders of the confederation of states. One of the most important functions and binding forces of the confederation was nature worship where spirits of mountains, rivers and other natural objects and phenomena were regarded as deities. As other states were forced to subject to Yin, their own deities were added to the pantheon of Yin under the supreme god of Yin, while the the diviners from other states were subject to the Yin ruler, thus making the religious hierarchy conform with the political. The fact that, whenever not many names of deities appear in oracle bones, proportionately oracle bones bearing Yin's foreign relations decrease, seems to give support to the above view.